

## 平成29年度 JEES日本語教育普及奨学金(日能) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、「平成29年度JEES日本語教育普及奨学金(日能)」の奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1. 目的

本奨学金は、日本語教育普及を図るため、日本語指導者の養成に資することを目的とする。このため、本協会主催の日本国内で実施した日本語能力試験(日能)で優秀な成績を修め、日本の大学(大学院及び短期大学を含む)において、日本語指導者を目指す私費外国人留学生に対し、奨学金を支給する。

#### 2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 私費外国人留学生のうち、平成29年4月時点において、正規生として日本の大学(大学院及び短期大学を含む。以下「大学」という。)に在籍し、日本語指導者を目指す者。また、在留資格は「留学」であること。
- (2) 平成28年7月(第1回)または12月(第2回)に日本国内で実施した日本語能力試験N1を受験し、170点以上(中国語・韓国語以外を母語とする者は100点以上)の成績を修めた者。
- (3) 採用された場合の受給期間が平成29年4月より1学年相当以上ある者。
- (4) 本奨学金の受給期間中、他から受ける奨学金等受給月額合計が60,000円以下である者。ただし、授業料免除は除く。
- (5) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

#### 3. 採用人数

50名程度

#### 4. 支給内容

月額奨学金 50,000円

#### 5. 支給期間

平成29年4月より最長2年間。(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

#### 6. 応募・推薦方法

大学の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

#### 7. 応募・推薦書類

- |                                                                                         |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。)                                                           | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。)                  | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式2)                                                                          | 1通 |
| (4) 平成28年度第1回または第2回日本語能力試験合否結果通知書(写し)<br>無い場合、成績証明書(写し)でも良い。<br>受験地が日本国内であることを必ず確認すること。 | 1通 |

#### 8. 応募・推薦書類の提出期限

平成29年5月11日(木)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、6により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、受給者を決定する。結果は、平成29年7月中を目途に大学を通じて通知する。

## 10. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

## 11. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答、および交流会等に参加しなければならない。

## 12. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
  - ① 大学を休学又は留年した場合。
  - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
  - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

## 13. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。

## 14. 個人情報の取り扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

## 15. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以上